

国立市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 国立市まちづくり条例の施行等に伴い、規定の整備を行うため、
条例の一部を改正するものである。

国立市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例案

国立市公共施設整備基金条例（昭和 5 5 年 3 月国立市条例第 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 国立市まちづくり条例（平成 2 8 年 3 月国立市条例第 8 号）第 5 2
条第 2 項の規定による金銭納付の額

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。